

労働者派遣マージン率等公開資料

労働者派遣法第23条第5項に基づき、次項目について情報を公開いたします。

① 派遣労働者数（2025年6月1日付）	43名
② 派遣先事業所数（2025年3月31日付）	20社
③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額	14,350円
④ 派遣労働者の賃金の額の平均額	10,042円
⑤ マージン率平均	30.0%
⑥ 労使協定締結情報	
・ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の締結の有無	労使協定の締結あり
・ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
・ 当該協定の有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種別	教育訓練名	職種	訓練方法	実施主体	訓練負担	賃金支給
入職時等基礎訓練	ビジネスマナー 報告・連絡・相談	全職種	Off-JT	派遣元	無償	有給
職能別訓練	ビジネス敬語 ビジネス計算	全職種	Off-JT	派遣元	無償	有給
階層別訓練	リーダーシップの基本 リーダーシップの基本	全職種	Off-JT	派遣元	無償	有給
その他教育訓練	表情のつくり方 聴き方の基本	全職種	Off-JT	派遣元	無償	有給

⑧ マージン率に含まれる費用

・ 労働保険料	雇用保険料、労災保険等事業主負担分
・ 社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料
・ 健康診断費用	一般健診受診費用
・ 募集費用	派遣労働者募集にかかる求人媒体費、登録会場費
・ 就業管理費用	派遣労働者就業に関する費用(教育訓練・派遣先紹介等)
・ 営業費用	コーディネーター人件費及び活動費・事務所費・通信費等
・ 営業利益	上記を差し引いた利益

⑨ キャリア・コンサルティング

・ 相談窓口	予約 0544-25-0672 (平日9:00～18:00)
・ 実施方法	面談 または ZOOMでのオンライン面談
・ 相談内容	転職・キャリアアップなどキャリア全般

⑩ 福利厚生に関する事項

社会保険、有給休暇、健康診断、性格適性診断による能力の査定の実施、人材アセスメントの策定・実施

(所在地)富士宮市黒田122番地の3
(事業所名)株式会社スタッフコミュニティ富士
(許可番号)派22-300492